

---

# 請求払保証取引への TSU-BPO (URBPO) 活用提言

---

花木 正孝  
近畿大学経営学部 准教授

---

## I はじめに (序)

2007年に国際銀行間通信協会 (SWIFT) により開発された、貿易データマッチングシステム (Trade Service Utility—TSU) は、その後、輸入代金支払保証であるバンク・ペイメント・オブリゲーション (Bank Payment Obligation—BPO) の機能も追加され、2013年7月には国際商業会議所 (ICC) 及び、SWIFTの共同事業である、『バンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則』 (Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No.750—URBPO750) が発効し、新たな貿易代金決済取引 (以下TSU-BPO取引という) に発展した。本稿は、URBPO750発効より2年余りが経過し、実用化段階に進んだTSU-BPO取引に関して、以下の3点について論ずるものである。

初めに、TSU-BPO取引開発から現在までの主要な導入事例から、TSU-BPO取引の普及状況を紹介したい。そして今後、送金取引 (Open Account—OA取引) や、LC取引等、既存の貿易代金決済方法に比肩する地位まで、TSU-BPO取引を普及させる為の課題について指摘したい。

次に、入札保証や契約履行保証等の目的で広く利用されている請求払保証 (Demand Guarantee—DG) 取引に関し、ICCによる、『請求払保証に関する統一規則』 (Uniform Rules

for Demand Guarantees—URDG) の成立から現在までの、DG取引の現状を紹介したい。ICCは初のURDG (1992年URDG458) 発効から18年目にして初めて改訂を行い (2010年URDG758)、多くの実務的な課題を解決した。しかし、URDG改訂後もカウンターギャランティーや、Extend or Payへの対応等、幾つかの実務的な課題が残っており、これらを指摘したい。

最後に、TSU-BPO取引のインフラを活用する電子DG取引 (DGとして発行されるBPO) の導入を提言したい。電子DG取引が既存のDG取引に残る実務的課題解決に有効であると同時に、TSU-BPO取引の普及にも資することを指摘し、導入に必要な、個別の電子DG (BPO) 条件、規定改訂やシステム改良等を検討したい。

## II TSU-BPO取引の現状と課題

### 1 TSU-BPO取引の展開

2002年、SWIFTは「貿易サービス諮問グループ」を組織し、同グループの提言に基づき、次世代の貿易書類電子化及び、そのマッチングシステムとして、TSUの開発を決定した。2007年に単純な貿易データのマッチングのみを行うTSU1.0を開始し、翌2008年には買主側銀行の支払保証であるBPOが導入されたTSU2.0を開始した。2011年、SWIFTは、

表1 TSU-BPO採用状況（2015年8月現在）

項目	2015年8月	2015年4月	2014年11月	2014年9月	2014年4月	2013年4月
BPO利用銀行グループ数	20	19	16	13	8	5
BPO利用企業数	50+	50+	45	35	25	非公表
BPO利用テスト中の銀行グループ数	21	19	15	16	16	11
TSU接続銀行グループ数	82	83	81	84	83	82
TSU接続BIC8（SWIFTアドレス）数	183	178	168	169	152	131
TSU接続BIC8, 11（SWIFTアドレス）数	281	271	256	253	235	204
TSU接続国数	47	47	47	48	47	43

出典：SWIFT資料<sup>3</sup>より筆者作成

ICCと協働して、BPOに関する新たな統一規則の制定を行うと発表、新統一規則の名称は、URBPOとされた。2013年4月リスボンにて開催されたICC総会にてURBPO750として採択され、同年7月1日に発効した<sup>1</sup>。

SWIFTはTSU-BPO取引の構想段階から、これを単なるLC取引の代替決済方法ではなく、OA取引とも異なる第3の決済方法として位置付け、OA取引からの代替も期待していた。その目的は、銀行の関与が、資金決済に限定されるOA取引では、LC取引のように船積書類が銀行を経由せず、商取引契約や物流の情報等、銀行にとって与信管理上または営業推進上、有益な顧客情報が得られないため、TSU-BPO取引を利用することで、これら顧客情報をデータの形で入手し活用しようというものだった<sup>2</sup>。

## 2 TSU-BPO取引の導入状況

2015年8月時点で表1の通り、世界の貿易金融メッセージ取扱件数上位15銀行グループの内6グループを含む20グループが

TSU-BPO取引を利用し、利用可能地域も欧州、米州、日本を含むアジア、中近東の47か国まで拡大している。2013年7月のURBPO750発効時点では、それぞれ5グループ、43か国であったのに比べ着実に導入は進んでいる。

しかし、2015年9月時点でSWIFTにアクセスする金融機関等のライブユーザー数やライブ稼働国数が、2,471行（社）、200か国である<sup>4</sup>ことを勘案すれば、TSU-BPO取引は3つの決済方法の中では未だ少数派である。

## 3 TSU-BPO取引の主要取引事例

### (1) 初期のTSU-BPO取引

表2はTSU-BPO取引に関してSWIFT、ICC等で報告された主要取引事例である。2007年9月のイトーヨーカ堂と三菱東京UFJ銀行の行ったTSU取引はBPOのないTSU1.0であり、世界初の本格的なTSU取引事例である。対象取引は、中国・香港からの衣料品輸入仕入れ取引で、日本側は三菱東京UFJ銀行、中国側は中国銀行が窓口となった。その導入効

<sup>1</sup> 釜井大介「BPO統一規則（URBPO）の概要」（『金融法務事情』1974号、2013年7月）60-61頁。

<sup>2</sup> 釜井「前掲書」（注1）55-58頁。

<sup>3</sup> "Market adoption of BPO, SWIFT's Corporates and Supply Chain team, August 2015", pp3-5, pp21-30, at [https://corporates.swift.com/sites/sdcor/files/bpo\\_market\\_adoption.pdf](https://corporates.swift.com/sites/sdcor/files/bpo_market_adoption.pdf) (as of September 22, 2015)

<sup>4</sup> "SWIFTデータ - SWIFTNet FINメッセージ" 2015年9月 YTD, at [http://www.swift.com/jp/about\\_swift/company\\_information/swift\\_in\\_figures/index.page?](http://www.swift.com/jp/about_swift/company_information/swift_in_figures/index.page?) (as of December 26, 2015)

#### 4. 請求払保証取引への TSU-BPO (URBPO) 活用提言

表 2 主要なTSU-BPO取引事例

発表時期	案件内容	参加銀行
2007年8月	送金取引のTSU切替案件を成約 世界初のTSU取引 (BPOなし)	J. P. Morgan Chase Bank
2007年9月	イトーヨーカ堂の中国輸入案件に対するTSU取引開始 アジア初のTSU取引 (BPOなし)	三菱東京UFJ銀行
2011年9月	ICCとSWIFTによるBPOに関する新規則起草の発表	
2012年5月	BP Aromatics Limited (ベルギー) とOCTAL社 (オマーン) への輸 出取引で、TSU決済実行	Standard Chartered Bank
2012年12月	PTT Polymer Marketing社 (タイ) が石油製品輸出案件で東南アジ ア初のBPO取引を実施	Siam Commercial Bank
2013年7月	URBPO750の発効	
2013年7月	Vale International S.A. (スイス) と中国輸入者間のBPO取引に対 してフォーフエイティングを実施	三菱東京UFJ銀行 シンガポール、バンコク支店
2014年5月	BP Aromatics Limited (ベルギー) とKöksan社 (トルコ) 間の欧州 初のmulti-bank BPO (4 コーナーモデル)	Türkiye İş Bankası BNP Paribas Fortis
2014年7月	CIMB Bank (マレーシア) によるマレーシア初のmulti-bank BPO (4 コーナーモデル)	ANZ CIMB Bank
2014年7月	COFCO International社 (中国) による東南アジアからの穀物 (米) 調達案件	China CITIC Bank CIMB Bank
2014年9月	Cargill社による穀物調達案件	
2014年10月	Commerzbank (ドイツ) によるドイツ初の中小企業 (Polytrade GMBH) 向けBPO取引 (タイPTT Polymer Marketing Company Ltd. か らのポリマー化学製品、添加物輸入案件)	Commerzbank Bangkok Bank
2015年3月	イタリア初のOA取引の切替案件成約 (イタリアSPIG S.p.A. 社から ドイツ向け冷却塔輸出案件)	UniCredit UniCreditドイツ拠点
2015年4月	中国国内で初の国内TSU-BPO取引成約	
2015年4月	中国向け豪州産鉄鉱石輸出案件に、essDOCS社の提供する電子船積 書類 (CargoDocs) と共に利用 (4 コーナーモデル)	ANZ Westpac
2015年8月	中近東向け自動車輸出案件で、貿易手続きの完全電子取引を達成	Standard Chartered Bank

出典：SWIFT・各銀行資料より筆者作成

果であるが、売主の書類呈示後、資金受領迄の期間が従来のLC取引の2週間程度に比べ、3日間程度、つまり5分の1に短縮できた。また取引コストは、荷為替手形取立 (DP、DA) に準ずる水準とされているが、取引スピードの大幅アップにより、支払金利等は大幅に削減できた。この段階では売主に対する代金支払の担保として別途Stand-by LCが発行された<sup>5</sup>。また、BPOが導入されたTSU2.0

への移行後は、適用規則はSWIFTのTSU Rulebook及び、ICC取立統一規則に準拠する形となっていた。これら初期のTSU-BPO取引事例では、参加銀行、売主・買主共に試行的な位置付けであり、本格的なTSU-BPO取引実用化の鍵となるURBPO750の発効が待ち望まれた。

URBPO750発効以降、SWIFTの期待通り、TSU-BPO取引は単にLC取引を代替するに留

<sup>5</sup> "Bank case study Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ", at [http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_btmu.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_btmu.pdf)(as of December 26, 2015) 及び、"TSU Payment Services for Itō Yokadō by Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ", at [http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_tsu\\_ito\\_yokado.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_tsu_ito_yokado.pdf)(as of December 26, 2015)。中村中、佐藤武男『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』(中央経済社、2013年1月)、191-205頁

まらず、OA取引の代替、フォーフエイティング取引との融合や、中小企業宛TSU-BPO取引、国内取引への活用、電子船荷証券の利用等、拡大している。

## (2) フォーフエイティング取引との融合

2013年7月、TSU-BPO取引とフォーフエイティング取引を融合させた新しいスキームが、Vale International S.A. (ブラジルの総合資源開発企業のスイス販売部門、以下、Vale社)と、三菱東京UFJ銀行との間で行われた。対象取引はLC取引で行っていた年間180億米ドルの中国向け輸出で、売買契約が締結されると買主は、三菱東京UFJ銀行バンコク支店(以下、BPO負担銀行—Obligor Bank)に対して、P/Oデータを提出するとともに、BPOの発行を依頼する。BPO負担銀行は、TSUにBPOを組み込んだベースラインの提示を行い、これを受領した三菱東京UFJ銀行シンガポール支店(以下、BPO受益銀行—Recipient Bank)は、Vale社にこれを通知するとともに、Vale社側からP/Oデータの提出を受ける。TSUはBPO受益銀行とBPO負担銀行双方から提出されたベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確定と共にBPOが有効になる。Vale社は船積後、データ・セットをBPO受益銀行に提出し、BPO受益銀行はこれをTSUに送信、TSUがBPO及びベースラインと、データ・セットをマッチングする。ここまでは通常のTSU2.0の流れであるが、本事例ではデータ・マッチした後、BPO受益銀行が、フォーフ

エイティング取引における一次フォーフエイターの役割を果たし、Vale社に対してデータ・セットをWithout recourseで買取した。従来LC取引では船積から資金受領迄、概ね25～30日程度かかっていたのがTSU-BPO取引切替後は10日間程度短縮し、3.7百万米ドルの取引コスト削減が実現できた<sup>6</sup>。

## (3) 中小企業宛TSU-BPO取引

2014年10月にドイツのCommerzbankが、初の中小企業宛TSU-BPO取引成約を報告した。同行はその取引先中小企業Polytrade GmbHが、タイのPTT Polymer Marketing Company Ltd.から、ポリマー化学製品、及びその添加物の輸入案件に対し、BPO負担銀行として参加した。同行よれば、本取引を通じて、①取引の迅速化、②支払の保証、③金融コスト削減、④参加銀行のTSU-BPO取引実務習熟、といった効果があり、Polytrade社の輸入決済に係る支払手続き最適化が達成された。更に、Polytrade社は、他行(UniCredit)とも積極的にTSU-BPO取引を開始する方針であると伝えられている<sup>7</sup>。

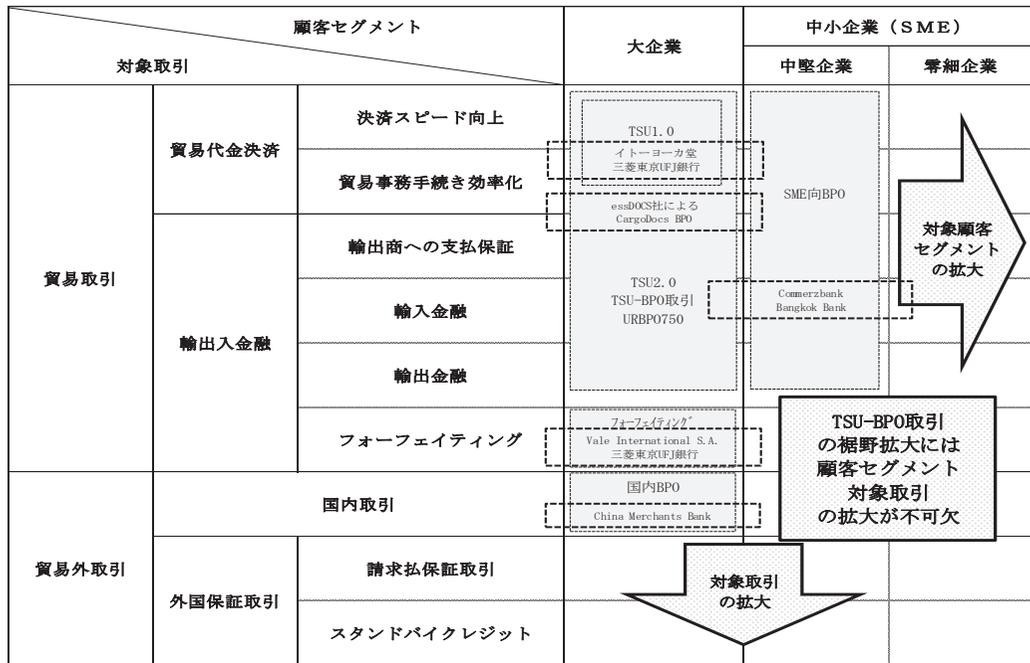
## (4) 国内取引への活用

2015年4月にChina Merchants Bankが、TSU-BPO取引を始めて国内商取引に利用したと報告した。同行は、中国のイースト菌メーカーである、Angel Yeast Co. Ltd.と、中国国内(揚子江及び珠江デルタ地域、渤海湾岸)販売先との国内取引にTSU-BPO取引を活用した。本取引事例では、同一銀行の2支店(Yichang及び、Wuhan支店)がBPO負担銀行及びBPO

<sup>6</sup> "Trade Services Utility (TSU) Bank Payment Obligation (BPO) Case Study – First Forfaiting on TSU/BPO in the world", at [http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_vale\\_bank\\_of\\_tokyo\\_mitsubishi.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_vale_bank_of_tokyo_mitsubishi.pdf) (as of December 26, 2015) 及び、拙稿「TSU-BPOとフォーフエイティングの融合による新しい貿易金融」(『日本貿易学会リサーチペーパー』第4号、2015年3月)41-57頁。

<sup>7</sup> "Bank Payment Obligation Case studies for the new payment assurance and multibank instrument in Trade Finance, Commerzbank BPO Case Studies, April 2015", at [http://corporates.swift.com/sites/sdccc/files/commerzbank\\_bpo\\_case\\_studies\\_april\\_2015.pdf](http://corporates.swift.com/sites/sdccc/files/commerzbank_bpo_case_studies_april_2015.pdf) (as of December 26, 2015)

図1 TSU-BPO取引の対象取引・顧客セグメントの展開



出典：SWIFT・各銀行資料より筆者作成

受益銀行となっている。この為、同一国内の支店は同一銀行とするURBPO 750の規定（第5条後段）を修正して、TSU-BPO取引を実施しているものと思われる<sup>8</sup>。

(5) 電子船荷証券の利用

2015年4月に、essDOCS社によりCargoDocs BPOの取引事例が報告された。2005年設立の米国ベンチャー企業である同社は、売主・買主及び運送人双方に対して、船積データ及び荷物引渡指図の送信を、同社が運用するCargoDocsシステムを通して行うことにより、船荷証券を始めとする貿易書類の電子化プロジェクトを試行しており、本事例では、オー

ストラリアから中国向けの鉄鉱石輸出案件で、BHP Billiton（売主）、Westpac（BPO受益銀行）、Cargill（買主）、ANZ（BPO負担銀行）によるTSU-BPO取引に初めて利用された<sup>9</sup>。

4 TSU-BPO取引普及への課題

TSU-BPO取引が大企業から中小企業に至るまで利用される普遍的な決済方法として普及させる為には、顧客セグメント及び、対象取引の拡大が肝要である。図1は、表2の事例を基に、TSU-BPO取引についての、顧客セグメントと、対象取引の拡大を纏め、前述の主要な取引事例を当てはめたものであ

<sup>8</sup> “Case Study Inaugural BPO Transaction by China Merchants Bank”, at [http://corporates.swift.com/sites/sdcor/files/cmb\\_angelyeast\\_bpo\\_case\\_study.pdf](http://corporates.swift.com/sites/sdcor/files/cmb_angelyeast_bpo_case_study.pdf)(as of December 26, 2015)

<sup>9</sup> SWIFT, *supra* note3, pp6-7及び、椛垣拓也「電子船荷証券を用いたessDOCSの電子貿易取引スキームについて」(『国際金融』1266号、2014年11月)58-64頁及び、“Baby BPO is born from essDOCS in four-corner BPO+ transaction involving BHP Billiton, Westpac, Cargill & ANZ”, at <http://www.tfreview.com/news/deals/baby-bpo-born-essdocs-four-corner-bpo-transaction-involving-bhp-billiton-westpac-cargill->(as of December 26, 2015)

る。BPOのないTSU1.0から始まり、BPOのあるTSU2.0へ拡大し、フォーフェイティング、国内取引へと対象取引が拡大し、大企業から中小企業に顧客セグメントも拡大しているのがわかる。しかし、現状TSU-BPO取引の利用企業はBP社、CARGILL社等の大企業中心に50社余りに留まり、一部の銀行グループが、主要顧客である大企業宛に、オーダーメイドされたサービスとして提供している様子が窺える。報告された事例中、中小企業宛取引事例は、ドイツのコメルツ銀行のケースのみである。このことから、TSU-BPO取引はSWIFTやICCが意図する、広く中小企業も利用する普遍性を持ち、既存の決済方法に比肩するまで普及しているとは言い難い。

この原因として、TSU-BPO取引の関係当事者に対する周知が進んでいないことに加え、TSUにアクセスするためのシステム投資及び、TSU-BPO取引を担当する部門を担う人材育成、組織編制に要するコストに対比して、その期待収益がはっきりと見通せないことから、多くの銀行がTSU-BPO取引の本格的な開始に、未だ躊躇していることが挙げられよう。また、URBPO750第7条にあるように、TSU-BPO取引ではすべての銀行である参加銀行はコマーシャル・データ（取引・商品・請求金額）、トランスポート・データ（運送）、保険データ（貨物保険）、証明書データ（原産地証明書等）といった船積データ及び、TSUからの通知等からなる集合体である、データ・セットのみを取り扱い、物品(goods)、サービス、履行(performance)はもとより、B/L、AWB等の運送書類を含む一切の書類(documents)をもその取扱対象から外している。この為、参加銀行はTSU-BPO取引を行うに際して、売主・買主の倒産等有事発生時に、運送書類を利用した取扱商品に対する譲

渡担保権の行使ができない恐れが高い。この為、従来型の貿易金融取引を行うLC発行銀行に比べ、BPO負担銀行は、より慎重な与信判断を行わざるを得ない点も、銀行側の行動に大きな制約を課していると思われる。TSU-BPO取引の顧客セグメントを、中小企業まで拡大させる為には、参加銀行、特にBPO負担銀行にとりTSU-BPO取引が、LC取引等、既存の決済方法対比、与信管理上見劣りする取引にしない工夫が必要である。essDOCS社によるCargoDocs BPOの取引事例は、その解決の糸口になるものと期待できる。

加えて、TSU-BPO取引を、単純な貿易代金の決済業務に利用するだけでなく、取引事例にある、フォーフェイティング取引との融合、国内取引での利用等の応用事例や、後述する、貿易代金決済以外の目的、例えばDG取引にTSU-BPO取引を活用する等、TSU-BPO取引の対象取引拡大を図る必要がある。確かにフォーフェイティング取引やDG取引の取引件数は、OA取引やLC取引件数に比べ圧倒的に少なく、TSU-BPO取引推進の根本的解決策とはいえない面もある。しかしTSU-BPO取引件数が所謂Critical Massを突破し、これらに比肩する決済方法に成長する為にはTSU-BPO取引の裾野（対象取引の種類）を拡大させることも有効であると考えられる。

### Ⅲ DG取引の現状と課題

#### 1 請求払保証統一規則

入札保証、前受金返還保証、契約履行保証等の目的で広く利用されている、DG取引であるが、ICCによる規則制定は当初大変難航した。1978年に最初に発行した規則であるURCG325（『契約保証統一規則』—Uniform Rules for Contract Guarantees, ICC Publication

No.325) の失敗及び、1980年代にDG取引が浸透したことを踏まえ、URDGの起草作業に入った。この間、DG取引の持つ無因性に対し危機感を抱いた、わが国よりICCに対して、規則に付従性を具備するように申し入れたが認められず、1992年URDG458を発効させた<sup>10</sup>。この経緯からURDG458は、わが国に永年受け入れられず、これ以降大多数のDG取引が準拠規則を明示しないまま発行されていた。これに対し、ICCは2010年の改訂版URDG (URDG758) により局面打開を図った。

まず、UCP600との平仄を合わせる改訂を行った。主なものとして、①定義と解釈の新設(第2、3条)、②独立抽象性、書類取引の二大原則(第5、6条)、③通知人の義務の明確化(第10条)、④条件変更ルールの明確化(第11条)、⑤5Daysルールの導入(第20条)等があり、使用する用語や、条文の表現などに至るまで、貿易取引関係者になじみ深いUCP600に合わせた内容とした。

他にも実務に合わせた規則の新設、改訂があった。主なものとして、①ノンドキュメンタリーコンディション規定新設(第7条)、②DG金額変動規定新設(第13条)、③呈示に関する規定明確化(第14条)、④支払通貨規定新設(第21条)、⑤Extend or Pay規定明確化(第23条)、⑥保証減額、終了規定新設(第25条)、⑦不可抗力規定明確化—30Daysルールの新設(第26条)、⑧準拠法/裁判管轄規定新設(第34、35条)が挙げられる。

DG取引の浸透に加え、上記改訂内容が評価され、現在準拠規則としての利用率が着実に向上している。しかしURDG改訂後もDG取引において、いくつかの実務的な問題が

残っている。代表例として、①カウンターギャランティー、②使用済みDGの回収、③Extend or Payへの対応、④ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求、⑤書面でのDG発行の5つを紹介したい。

## 2 DG取引の実務的問題

### (1) カウンターギャランティー(裏DG)

海外での公共工事受注に際して、施主である相手国公共団体から、現地銀行発行の(表)DG差し入れを求められることがある。このような場合、わが国工事業者は、取引銀行に対して現地銀行宛のカウンターギャランティー(裏DG)発行を依頼する。その際(表)DGの内容について、当事者間で事前の意思疎通が必要不可欠である。仮に不十分であれば、(表)DGの発行遅延や最悪の場合拒否されるリスクがある。特にDG取引に疎い中小企業の案件では注意が必要である。また、カウンターギャランティーは、通常個別の(表)DG毎に発行される為、プロジェクトファイナンス契約等の契約書面保証といった一部例外を除き、複数の裏保証人又は保証人によるシンジケーションは行われていない。

### (2) 使用済みDGの回収

実務上、使用済みDG回収が困難になるケースがあり、問題となっていたことから、URDG758では保証の終了規定が新設され、仮に期限の明記のないDGであっても、発行日から3年の期間経過後に終了することとなった。しかし相手国により、受益者からDGが未回収のままだと、保証期間経過後も一定のリスクが残る為、対応に苦慮したケースがある<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> 高柳一男「ICC URDGの成立過程と今後の対応について」(『ICC請求払保証に関する統一規則』国際商業会議所日本委員会、1992年11月)61-90頁、及び、拙稿「URDG758改訂と今後の銀行保証業務に与える影響」(『日本貿易学会リサーチペーパー』創刊号、2012年7月)33-34頁。

表3 URBPO750、URDG758、UCP600条文対比

URBPO750	URDG758	UCP600
第1条 範囲 第2条 適用 第3条 一般定義★ 第4条 メッセージ定義◎ 第5条 解釈 第6条 パンクペイメントオブリゲーションと契約☆ 第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行○ 第8条 BPOの有効期限◎ 第9条 参加銀行の役割 第10条 BPO負担銀行の約束★ 第11条 条件変更 第12条 データの有効性に関する責任排除◎ 第13条 不可抗力 第14条 取引データ・マッチング・システム (TMA) の利用不能◎ 第15条 適用法 第16条 代わり金の譲渡	第1条 URDGの適用 第2条 定義 第3条 解釈★ 第4条 発行および有効性★ 第5条 保証および裏保証の独立性☆ 第6条 書類と、物品、サービスまたは履行○ 第7条 ノンドキュメンタリーコンディション○● 第8条 指図と保証書の内容 第9条 採り上げられない発行依頼● 第10条 保証書または条件変更の通知 第11条 条件変更 第12条 保証書に基づく保証人の責任の範囲 第13条 保証書金額の変動● 第14条 呈示 第15条 請求の要件 第16条 請求についての通報● 第17条 一部請求と2つ以上の請求 第18条 個々の請求の独立性 第19条 点検 第20条 請求を点検する為の時間 第21条 支払通貨● 第22条 充足した請求のコピーの伝送● 第23条 Extend or Pay● 第24条 充足しない請求、権利放棄および通告 第25条 減額と終了● 第26条 不可抗力 第27条 書類の有効性に関する責任排除 第28条 伝送および翻訳に関する責任排除 第29条 別の当事者の行為に関する責任排除 第30条 免責の制限 第31条 外国の法律および慣習による損失の補償 第32条 手数料の支払義務 第33条 保証書の譲渡と代わり金の譲渡 第34条 準拠法 第35条 裁判管轄	第1条 UCPの適用 第2条 定義★ 第3条 解釈★ 第4条 信用状と契約☆ 第5条 書類と物品、サービスまたは履行○ 第6条 利用可能性、有効期限および呈示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行開補償の取決め 第14条 書類点検の標準○ 第15条 充足した呈示 第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告 第17条 書類の原本およびコピー 第18条 商業送り状 第19条 少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類 第20条 船荷証券 第21条 流通性のない海上運送状 第22条 備船契約船荷証券 第23条 航空運送書類 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状 第25条 クリーエ受領書、郵便受領書または郵送証明書 第26条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"等 第27条 無故障運送書類 第28条 保険書類および担保範囲 第29条 有効期限または最終呈示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 呈示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除 第38条 譲渡可能信用状 第39条 代わり金の譲渡
3つの準拠規則の主な類似点 ☆ 独立抽象性（無因性）の原則 ★ 取消不能の支払確約		
3つの準拠規則の主な相違点 ○ 『データ取引の原則』『書類取引の原則』 ◎ URBPO750特有の代表的規定 ● URBPO750にあるが、URDG758に無い代表的規定		

出典：筆者作成

(3) Extend or Payへの対応

従来から保証期限の延長か補償履行の二者択一を迫るExtend or Pay条件付の呈示がDG取引実務として確立していた。これに対し、URDG758では規定が明確化され、Extend or Pay条件付の呈示がなされた場合、保証人は呈示の翌30暦日を超えない範囲で支払を停止し、どちらに依じるか確認することができるようになった。しかし、未だに残るURDG758に準拠しないDGではExtend or Pay通知後、日を置かず受益者が請求を行うというト

ラブルの可能性が残っている<sup>12</sup>。

(4) ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求

URDG758ではノンドキュメンタリーコンディション規定が新設され、保証人自身の記録や明確な指標等からDG条件が充足されているかどうか決定できない条件が、記載されていたとしてもそれを無視することとなった。これは書類取引の原則を補強する本来有益な条項であるが、その反面、不当請求事例で問題となるケースがある。例えば、売主側

<sup>11</sup> 藤井俊正「イラク未回収ボンド（銀行保証状）問題総括報告」（日本機械輸出組合『JMCジャーナル』56巻8号、2008年8月）53-56頁。

<sup>12</sup> 柴崎暁「ダイヤモンド・ギャランティーまたはスタンドバイ信用状における"extend or pay"による請求と発行委託契約の機能」（『山形大学法政論叢』19号、2000年9月）1-67頁。

からDG発行後に、買主側の信用不安が発生し、LC発行遅延や不発行等の契約違反が発生するケースで、売主側に本来船積等の義務はないにもかかわらず、買主側からDG条件を盾に補償履行請求されるケースである<sup>13</sup>。

#### (5) 書面でのDG発行

昨今、銀行間では署名鑑の交換が廃れつつある。この為電信で発行されるDGやLCでは、偽造や変造防止の為に、通信内容の真正性が担保されているSWIFTにより専ら発行している。しかし、現在も一定割合のDG取引で書面発行ニーズが残っており、偽造や変造のリスクが今後高まると予想される。

## IV TSU-BPO取引のインフラを活用した電子DG取引

### 1 BPO、DG、LCの準拠規則比較

#### (1) 準拠規則の類似点

TSU-BPO取引、DG取引の現状及び課題を踏まえて、TSU-BPO取引のインフラを活用した電子DG取引について考えてみたい。表3は、TSU-BPO取引、DG取引、LC取引に関するICC制定の準拠規則の条文である。URBPO750、URDG758、UCP600を比較すると、幾つかの類似点がある。まず独立抽象性（無因性）を備えている点で、BPO、DG、LCの三者には、いずれも元となる契約と独立した別個の取引と規定される。次に、いずれも発行した時点で取消不能の支払確約と規定される。この二つの規定により、BPO負担銀行、保証人、LC発行銀行は、補償履行請求に対して、一義的な支払義務を負う。他にも、条件に合致した呈示に対してのみ支払義

務を負う点や、個別のBPO、DG、LC条件による規則の除外、修正が可能などの点がある。

#### (2) 準拠規則の相違点

一方、3つの規則には相違点もある。URBPO750と、他の2つの規則を比較すると、まず、受益者が異なる点が挙げられる。TSU-BPO取引では、専ら銀行（BPO受益銀行）が受益者になるのに対して、DG取引及びLC取引では、銀行以外の買主等商取引契約の当事者も受益者になり得る。これは、TSU-BPO取引の性格上、銀行以外の当事者がデータマッチングシステムに参加できない為である。

次に、取扱対象がデータか書類かという違いがある。URBPO750では、TSU-BPO取引はデータのみ扱い、書類、物品、サービス、履行は取り扱わないとする『データ取引の原則』が規定されている。一方DG取引やLC取引は『書類取引の原則』を採用。

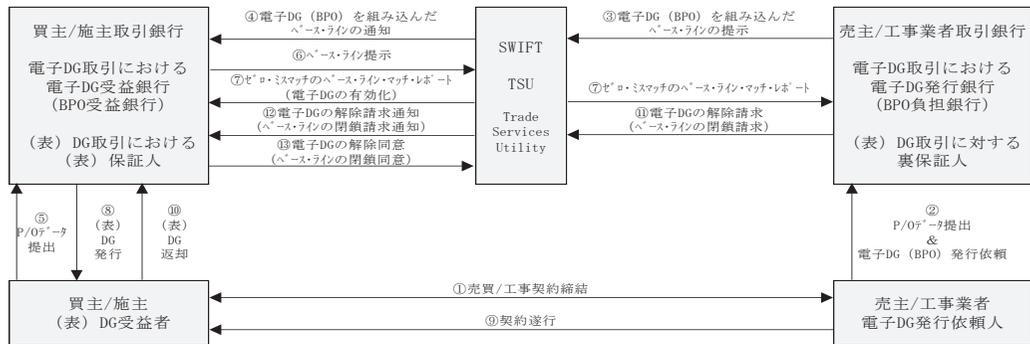
更に、有効期限や、呈示期限の規定にも大きな違いがある。TSU-BPO取引では、協定世界時（UTC—Coordinated Universal Time）ベースで判断され、マッチング結果は瞬時に判定される。一方DG取引やLC取引は、いずれも呈示された書類は銀行営業日／時間内に点検され、呈示後翌5銀行営業日以内に充足した呈示か否か判断する、いわゆる5daysルールが規定されている。

### 2 想定される電子DG取引スキーム

上記の比較を通して、電子DG取引を導入する際の前提条件を2つ指摘することができる。まず、TSU-BPO取引が銀行間で完結する取引であることから、電子DGは専らカ

<sup>13</sup> 拙稿「請求払保証に対する補償履行請求に関する一考察—URDG758の明示的修正による不当請求防止への提言」（『日本貿易学会リサーチペーパー』第2号、2013年7月）33-48頁。

図2 想定される電子DG取引図



出典：筆者作成

ウンターギャランティーとなる。図2のように、電子DG発行銀行（BPO負担銀行）が裏保証人として、電子DG（裏DG）を発行する。これを受けた電子DG受益者（BPO受益銀行）が（表）保証人として、（表）DGを受益者（買主／施主）宛に発行する。2つ目は、（表）DGの受益者から（表）DGに基づく補償履行請求があった場合、（表）保証人である電子DG受益者（BPO受益銀行）が、裏保証人である電子DG発行銀行（BPO負担銀行）に対し、電子DG（BPO）条件通りのデータ・セットを送信することにより補償履行請求する。

### 3 電子DG取引の効果

電子DG取引の導入効果であるが、TSU-BPO取引のインフラ及びURBPO750の規定を活用することにより、DG取引に係る実務的問題解決の有効なツールとなる。

#### (1) カウンターギャランティー

電子DG取引では、（表）DGの内容を含む電子DGの内容を、ベースラインとして売主、買主側双方の銀行からTSUに送信し、そのマッチングとベースライン確定が電子DGの成立条件となる。このマッチングプロセスから、売主、買主側双方に対して電子DG及び

（表）DGの条件に関する意思疎通は、より不可欠なものとなり、既存のDG取引対比、意思疎通を促進する効果が期待できる。

また、URBPO750では、複数のBPO負担銀行によるBPO発行が可能である旨明文化している（第9条）。このことから、BPOと同様に電子DGも複数の電子DG発行銀行によるシンジケーションが可能となり、巨額のプロジェクト案件等、巨額の（表）DG発行ニーズに対して、複数の電子DG発行銀行間で保証依頼人宛の与信リスクを分散させることや、取引シェアの調整を図る等、臨機応変な対応が可能になる等の効果が期待できる。

#### (2) 使用済みDGの回収

電子DG取引では、（表）保証人である電子DG受益者（BPO受益銀行）が（表）DGを回収した後に、電子DGの取消に同意する形となる。物理的に（表）DGの回収が困難になるケースについては問題が残るものの、（表）DGの受益者（買主）と同一国に（表）保証人が存在することで、（表）DGの回収手続き及び管理は、既存の書面発行されるDGに比べれば容易である。また（表）保証人が電子DGに基づく（表）DGを敢えて発行せず、買主との間で、①補償履行請求の意思表示を行い、②必要な請求データを提出すれば、電子

DG発行銀行宛の請求を行うという取り決めを交わすことが可能であれば更に効果が期待できる。

### (3) Extend or Payへの対応

Extend or Payの問題については、原則URBPO750に準拠する、TSU-BPO取引を利用することにより、現在も数多く残っている準拠規則の明示がないDG取引割合を引き下げる効果が期待できる。加えて、個別の電子DG条件でExtend or Pay規定を明示すれば、より大きな効果が期待できる。

### (4) ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求

輸出入取引の決済もTSU-BPO取引で行うことにより、輸出入取引用BPOと電子DGが、同じTSUシステム上で発行されることとなる。この為、電子DGの補償履行請求の条件として、当該BPOの発行した事実を含め、その管理を行うことも可能となる。これにより、買主側の責任に帰す商取引の遅延やキャンセルによりBPOの発行が遅延又は行われなかった場合、電子DGは成立せず、不当請求抑止効果が期待できる。

### (5) 書面でのDG発行

電子DGは、TSU-BPO取引のインフラを活用する為、(国境を越える)裏DGである電子DGについてはペーパーレス化を図ることができ、且つ(表)保証人は、裏DGの偽造変造リスクを回避でき、安全に(表)DGを発行できる。

## 4 電子DGに対応したBPO条件・規則・TSUシステム改訂

次に電子DGとして利用する為に必要なBPOの条件や規則、TSUシステムの改訂について検討したい。既存のTSU-BPO取引のインフラをそのまま活用して、電子DGを発行

する際には、URBPO750では不足するDG関連の規定を補うために、個別の電子DG(BPO)条件として明示する必要がある。その際、URDG758の規定を参考にする必要がある。主なものとして、①ノンドキュメンタリーコンディション(第7条)、②採り上げられない発行依頼(第9条)、③保証書金額の変動(第13条)、④請求についての通報(第16条)、⑤支払通貨(第21条)、⑥充足した請求のコピーの伝送(第22条)、⑦Extend or Pay(第23条)等が挙げられる。

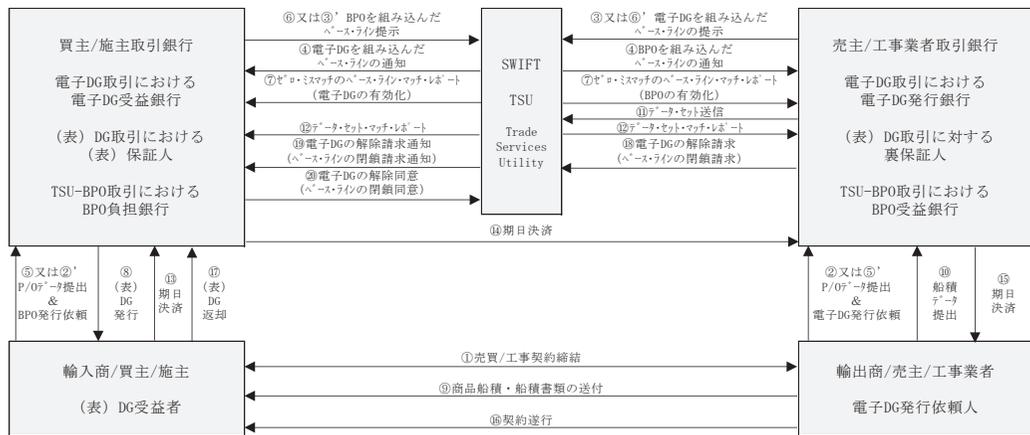
しかし、個別のBPO条件で対応する場合、どうしても解釈相違等の混乱発生のリスクがあるので、長い目で見れば電子DG取引に関するICC規則を整備するのが望ましい。その方法については、①次のURBPO改訂に併せて、電子DG取引の機能を持たせる改訂、②次のURDG改訂に際して、既に電子呈示の規定/追補があるUCP600やISP98といったStand-by LCの準拠規則のように、TSU-BPO取引のインフラを利用する場合の規定を追加する改訂、③URBPOやURDGとは別に、銀行以外の受益者を規定する等、より現状のDG取引に近い形にした電子DG取引専用規則の制定、の3つが考えられる。

加えて、TSUシステム自体についても、例えばExtend or Payに関するTSUメッセージのフォーマットの新設等、必要なTSUメッセージの追加、改訂を行えば、より円滑な電子DG取引が可能となる。

## 5 電子DG取引によるDG取引発展の可能性

電子DG取引は、DG取引の実務的な課題を解決するだけではなく、TSU-BPO取引のインフラと機能を生かすことにより、DG取引自体の用途拡大や利便性向上につながる可能

図3 電子DG兼BPOスキーム



出典：筆者作成

性がある。以下に3スキームを挙げ、電子DG取引のポテンシャルの高さを指摘したい。まず、図3のように、DG（前受金返還保証又は契約履行保証）とLCの機能を一つの電子DG兼BPOにまとめ、売主／買主側銀行が、それぞれ電子DG発行銀行／BPO負担銀行として支払確約を行うことにより、従来個々に行われていたDG及びLC取引の一本化が可能になる。この際、同一銀行の本国拠点及び海外拠点が売主・買主双方と取引することで、一つの銀行が売主・買主双方に対して、貿易金融サービス全体を一貫して提供することも可能となる。

2つ目は、売主が集荷資金を調達する際の担保目的に発行されるDGと、LCを包含した電子DG兼BPOを発行するスキームで、過去発行されていたレドクロスLCのような機能を果たすことが可能である。これにより、買主は必要に応じて、親密な売主や重要な売主に対して、売主側銀行を通して船積前金融の支援を行うことが可能となる。

3つ目は、海外子会社に対する母社貸付に電子DG取引を利用するスキームである。母社貸付の実施に先行して電子DGを担保に、

現地銀行（電子DG受益銀行）から子会社への貸し出しを行わせ、金利、為替相場状況や、母社の資金調達スケジュールに合わせて、後日現地銀行に対して支払（返済）を行う。これにより母社、子会社双方の銀行与信額（DG発行額、借入額）を必要最小限とすることで金融コスト削減が期待できる。

## V おわりに（結語）

TSU-BPO取引は、売主・買主にとり書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という直接的なメリットの他、貿易手続き全体電子化推進に大きく貢献できるスキームである。また、銀行にとっても顧客の商取引情報を把握し、その与信管理に利用できるというメリットも非常に大きい。このことからTSU-BPO取引の普及はICCやSWIFTといったURBPO750やTSU-BPO取引を構想した当事者のみならず、売主・買主や銀行等、貿易の当事者も大きな期待を寄せている。TSU-BPO取引普及策の一つとして、DG取引にこれを活用することは、その普及の一助に留まらない。既存のDG取引に残る実務的な課題

#### 4. 請求払保証取引への TSU-BPO (URBPO) 活用提言

の解決のみならず、新しい貿易金融サービスの開発等、DG取引及びTSU-BPO取引双方の、利用方法拡大と利便性向上に資すると考える。

#### 参考文献

橋本喜一『荷為替信用状・スタンバイ信用状各論』（九州大学出版会、2015年8月）

釜井大介「BPO発展に向けた実務面からの考察—商品性、リスクおよびその発展性について—」（『金融法務事情』2016号、2015年4月）

檜垣拓也「ICCによる銀行支払確約に関する統一規則（URBPO）の特徴とその推進」（『国際商事法務』Vol.43 No.1、2015年1月）

釜井大介「貿易データマッチング基盤への参加により最短3日で決済可能に」（金融財政事情、2014年7月21日号）

石原伸志、小林二三夫、佐藤武男、吉永恵一（『新貿易取引—基礎から最新情報まで』経済法令研究会、2014年4月）

西口博之「貿易取引の変化と代金決済方法の多様化—ICCによる銀行支払保証統一規則URBPO750に関連して」（『NBL』1015号、2013年12月）

釜井大介「BPO統一規則（URBPO）の概要」（『金融法務事情』No.1974、2013年7月）

橋本喜一『銀行保証状論』（中央公論事業出版、2010年12月）

# 花木報告コメント

佐藤 武男

グローブシップ株式会社 常務取締役 (元株式会社三菱東京UFJ銀行 外為事務部長)

花木先生の「請求払保証取引へのTSU-BPO (URBPO) 活用提言」のご報告は、これまでTSU-BPO (電子貿易決済サービス) は、貿易取引のみに利用されるもので、貿易外取引には利用できないとされていたが、入札保証など貿易外取引である請求払保証取引にも、理論上活用できるという提言を実践的にされた点で大いに注目されるものである。

TSU (Trade Service Utility 電子貿易決済管理システムの総称)、BPO (Bank Payment Obligation 輸入銀行支払確約) は、2007年にSWIFTによって開発されたが、現在、このサービスを契約している銀行は、世界で183行、積極的に活用している銀行は20行、利用企業は50社以上となっている。徐々にではあるが、利用企業が拡大してきている。特にBPO統一規則 (URBPO) が2013年に発効してからは企業の認知度や決済の安心感が増した。TSU-BPOの企業にとってのメリットは、1つ目は、決済手続き処理のスピードが速くなること、2つ目は、貿易決済処理手続きの事務負担が簡単・便利になること、3つ目は、コスト面で送金決済よりは少し高くなるが、決済サービスとしてより大きな付加価値があり、L/C決済よりは事務コストが安くなること、4つ目は、貿易ファイナンスが容易になること、5つ目として、決済リスクが軽減されること、6つ目は商品の在庫を減らすことができ、Just-in-Time輸入

などサプライチェーンマネジメントにも寄与できることである。このように多くのメリットがあるが、まだまだ企業への認知度や利用状況は十分とは言えない。

花木先生は、TSU-BPOのインフラシステム及びBPO統一規則 (URBPO) の規定を活用することで、電子での請求払保証取引ができるだけでなく、請求払保証取引が抱えている実務的な問題も解決でき、請求払保証取引自体の用途拡大や利便性向上の可能性を示された。

BPOと請求払保証取引 (DG, Demand Guarantee) とは、受益者が異なるなど相違点はあるが、独立抽象性 (無因性) や取消不能の支払確約であること、受益者からの請求に対して一義的な支払い義務があるなど類似性が多い。

またTSU-BPO取引の対象取引の種類を拡大させることは、TSU-BPOの利用促進につながるものであり、その意義は大きい。

理論的には、TSU-BPOのインフラシステム及びBPO統一規則 (URBPO) の規定を活用することで、電子での請求払保証取引ができるが、銀行などが、本件を実務的に取り扱うには、いくつかの課題を乗り越えていく必要がある。

例えば、輸入与信では、輸入銀行はL/C、BPO合算枠で供与するが、これにDG枠まで

合算すると、外為与信と、非外為与信とでは、利用目的も異なり、与信のリスクウエイトが異なるので、分別与信管理やそのためのシステムなどが必要になる。

銀行自体もTSU-BPOの契約はSWIFTと既に締結していても、実務の体制がまだできていない銀行が多いので、企業のニーズに応えていくためにも、早急に事務管理体制を構築する必要がある。

いずれにしても、企業にメリットの多いTSU-BPO（電子貿易決済サービス）の利用拡大を促進し普及させていくためにも、TSU-BPOを利用した新しい付加価値サービスの創出と汎用化が今こそ求められている。花木先生はTSU-BPOを貿易外取引である請求払保証取引にも活用できるという提言をされたことは新しい付加価値サービスを創出したものであり、今後の実用化が大いに期待される。